

※ 角印・・・俗に社印という。会社名が彫り込まれた四角い印鑑。会社の認印にあたる。
丸印・・・会社の代表者の印鑑。印影が2重の円。外側に会社名、中央に役職名が刻まれる

注意！

証明者は必ず、証明期間の間、電気工事業の登録を受けた者であること
仮に、証明者の登録有効期限が切れている場合は、証明できないため、必ず確認のこと。

様式第2

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していた者に相違ありません。

令和 6 年 4 月 1 日

福岡県知事 殿

【証明者について】

- ・原則、雇用契約を結んでいる者
- ・証明者が認めるのであれば、応援でも可
- ・上記が難しい場合は2社以上の証明であれば可

証明者

住

所

福岡市南区1-2-3

氏名又は名称

個人登録の場合は、個人の私印 ↓
(株)〇〇テック 印

押印不要の場合・・・登録証のコピーを添付した場合
・・・代表者が自署している場合

法人にあっては

原則、丸印。取得が難しい場合は角印でも可 ↓

代表者の氏名

代表取締役 福岡 四郎 印

登録（届出）番号 福岡県知事登録（届出）第 〇〇〇〇〇 号

（他の都道府県知事又は経済産業大臣への登録又は届出の場合はその番号）

記

↑電気工事業の登録、またはみなし登録の番号

1 電気工事士	電気工事士の氏名	工業 次郎 ※注意！建設業の許可番号ではない！	
	生年月日・年齢	昭和47 年 10 月 2 日 52 才	
	現 住 所	福岡市東区箱崎1-18-1	
	電気工事士免状の種類 及び交付年月日	第 2 種電気工事士免状 令和1 年 4 月 4 日	
	免 状 交 付 番 号	福岡 第 〇〇〇〇〇 号	
2 電気工事に従事した職歴			
所 属 名		期 間	業 務 の 内 容
・電気工事士免状取得以降の期間であること ・証明者の工事業登録期間内であること		2019 年 6 月 6 日 ～ 2022 年 11 月 30 日 ↑期間が3年以上あること	【記載方法】 ①具体的な件名（3件程度） 又は、決まった仕事を繰り返し行っているときは ②種類ごとに件数 を記載
			(パターン①) ・〇〇邸 電気工事 ・××邸 電気工事 ・△△△店 屋内照明工事 他 15件
証明者の営業所 が1か所の場合は 所属名は記載不要			(パターン②) ・戸建住戸 屋内配線工事 21件 ・店舗付住宅 屋内照明工事 20件 ・コンビニ 屋内配線工事 2件
			・一般用電気工作物(600V以下)の実績のみとする ・高圧受電（キュービクルがある。50kW以上）の建物は不可 ・判断しづらい建物名の場合は、受電電圧を記載のこと
3 証明者の事業内容		電気工事業 ←電気工事業 又は みなし電気工事業	

（記載注意）

- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 所属名は、〇〇営業所〇〇担当というように具体的に記入すること。
- 業務の内容は、〇〇施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。
- 押印することに代えて、証明者の登録証の写しを添付することができる。

注意！

証明者は必ず、証明期間の間、電気工事業の登録を受けた者であること
仮に、証明者の登録有効期限が切れている場合は、証明できないため、必ず確認のこと。